阿南市告示第１４６号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１４３条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の規定により送達すべき書類は、同法第２０条の２の規定により、その送達に代えて公示送達をする。

送達すべき書類は、阿南市保健福祉部介護保険課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１０月３０日

阿南市長　岩　佐　義　弘

１　送達すべき書類　令和８年度　介護保険料督促状（第３期）

２　送達を受けるべき者

氏　　名
川勝　眞人
海部　多美子
藤川　光広
竹内　節子
松尾　隆
松田　計廣
山崎　幸晴
佐々木　ひろ子